

論点に関する最近の裁判例

- 1 令和3年4月23日和歌山地裁判決（国敗訴）
- 2 令和3年3月12日福岡地裁判決（国敗訴）
- 3 令和3年2月4日高松高裁判決（国勝訴）
（令和3年6月25日最高裁上告不受理）
- 4 令和3年1月13日福岡高裁判決（国勝訴）
- 5 令和2年10月14日札幌地裁判決（国敗訴）

1 令和3年4月23日和歌山地裁判決（国敗訴）

（概要）

被災者（発症時49歳、女）は、幼稚園において、教諭として幼児に対する教育業務に従事していた。被災者は副主任に昇格した4月以降、上司及び同僚との間に対立が生じ、翌年4月にメンタルクリニックを受診してうつ状態、心的外傷後ストレス障害と診断された。

（判旨）

<判断枠組み>

精神障害の発病に関する今日の精神医学及び心理学に基づく知見として、「ストレス—脆弱性理論」が広く受け入れられているところ、精神医学、心理学及び法律学等の各種専門家の意見書を踏まえ、前記理論に依拠して作成された認定基準は、裁判所の判断を直接拘束するものではないものの、精神障害の発病と労働者の業務との相当因果関係の有無を判断するに当たって相当の合理性を有するものと認められる。したがって、労働者が精神障害を発病したことに業務起因性があるか否かを判断するに当たっては、認定基準の内容を十分に斟酌した上で、個別具体的な事情を総合的に考慮することが相当である。

<心理的負荷の評価>

以上のとおり、別表1の「特別な出来事」に当たる出来事は認められない。また、単独で心理的負荷の強度が強いものであると認められる出来事があったともいえない。

しかしながら、前記のとおり、被災者は、平成〇年4月に副主任になったものの、本件幼稚園において経験年数を上回るA教諭を差し置いての昇格であったことに加え、上司に当たるB教頭とC教務主任との間にも浅からぬ感情的な対立が存在しており、就任直後から、困難な人間関係の中に置かれていた。（中略）このような経過であるから、本件各出来事はいずれも共通の人間関係を基礎とする中で連続して起きたものとして、発病前6か月を超える出来事も含めて総合的に評価するのが相当である。

その中でも、出来事④（A教諭らが研修会を欠席したこと等）は、平成〇年7月頃から同年10月頃まで続いた問題であり、単独で心理的負荷の強度が「強」であるとまではいえないものの、上記の職場環境、関係者間の軋轢その他の状況に照らすと、それに近いものがあったといえる。加えて、出来事⑦（10月28日の出来事）は出来事④と一体のもの、また、出来事③（悪口や嫌味を言われ、無視されたこと）及び出来事⑥（9月28日の出来事）は出来事④と一連の出来事として評価することが可能であり、全体として心理的負担を増大させる要素とみることができる。その後の出来事⑨（給茶機の問題で叱責を受けたこと）、出来事⑪（B教頭への相談、報告等をめぐる発言）及び出来事⑫（昼食場所についての指示）は個々に評価すれば必ずしも客観的に心理的負荷の大きいものであるとはいえないが、それまでのA教諭及びC教務主任との対立関係やストレスを原因とする胃潰瘍により体調不良の状態にあった中で、心理的負荷をさらに増大させる要因になったとみることができる。そのような中、出来事⑩（被災者とA教諭がひよこ組の共同担任になったこと等）は、被災者とA教諭及びC教務主任との関係に照らし、被災者にとって相当の心理的負荷を与える出来事であったと認められ、単に被災者の個人的な受け止め方の問題であるとはいえない。

以上を総合的に評価すると、発病直前に被災者に生じていた心理的負荷の強度は「強」であったというべきである。

2 令和3年3月12日福岡地裁判決（国敗訴）

（概要）

被災者（死亡時27歳、男）は、建設、地質調査、測量等を行う会社において、自社工事の調査や設計、図面作成、積算等の業務に従事していたが、入社翌々年の3月、自動車内で練炭自殺を図り、一酸化炭素中毒によって死亡した。

（判旨）

＜判断枠組み＞

精神障害の病因に関する今日の精神医学的・心理学的知見としては、（中略）「ストレス－脆弱性理論」が広く受け入れられていることが認められる。

今日の社会において、何らかの側面での脆弱性要因を有しながら業務に従事する者も少なくない実情があり、労災保険制度が危険責任の法理にその根拠を有することを併せ考慮すれば、業務の危険性の判断は、当該労働者と同種の平均的な労働者、すなわち、何らかの側面での脆弱性を有しながらも、当該労働者と職種、職場における立場、経験等の点で類似する者であって、特段の勤務軽減まで必要とせず通常業務を遂行することができる者を基準とすべきである。

このような意味での平均的な労働者を基準として、当該労働者の置かれた具体的状況における心理的負荷が、一般に精神障害を発病させるに足る程度のものであるといえる場合には、業務と当該精神障害発病との相当因果関係を認めるのが相当である。

認定基準は、（中略）裁判所による行政処分の違法性に関する判断を法的に拘束するものではないが、その作成経緯や内容に照らして合理性を有するものといえる。

したがって、精神障害発症等と業務との相当因果関係（業務起因性）を判断するに当たっては、基本的に認定基準を参考としつつ、本件における具体的事情を総合的に考慮して、精神障害発症等に係る業務起因性を判断するのが相当である。

＜平均的労働者の範囲＞

被災者は、A医師が指摘するとおり、執着型性格あるいはメランコリー型性格であったこと自体は否定できないものの、被災者がこのような性格傾向を有することによって社会生活が困難であったという事情は認められず、平均的労働者の性格傾向の範囲内というべきであるから、側面要因として評価すべきでない。

3 令和3年2月4日高松高裁判決（国勝訴） ※第1回検討会資料13の事案5

（概要）

被災者（発病時44歳、女）は、A協会において手話通訳者として勤務していたが、〇年4月よりB社会福祉法人に採用され生活支援員兼コーディネーターとして勤務していたところ、翌年4月頃から疲れやすく、気持ちが不安定になるなどしたため、同年5月に医療機関を受診しうつ病と診断された。

（判旨）

＜判断枠組み＞（再掲）

ところで、精神障害の病因に関する今日の精神医学的・心理学的知見としては、（中略）「ストレス－脆弱性」理論が広く受け入れられていることが認められる。そして、当該業務が危険であるかどうかは、当該業務の内容や性質に基づいて客観的に判断されるべき事柄であり、本人の脆弱性は、判断の対象である業務に内包されない業務外の要因であることや、ストレスの受け止め方は個人によって異なるが、「ストレス－脆弱性」理論においては、ストレスの大きさを客観的に観察し、比較的小さなストレスに過大に反応することは当該特定人の個人側の脆弱性の問題として理解するものとされることによれば、業務が精神障害との関係で危険であるかどうかは、飽くまで平均的な労働者、すなわち、当該労働者と職種、職場における立場、経験等の点で類似する者であって、通常業務を支障なく遂行できる労働者を基準とすべきである。このような意味での平均的な労働者を基準として、業務による心理的負荷が、他の原因と比較して相対的に有力な原因となって当該精神障害を発症させる程度に強度であるといえる場合は、業務に内在する危険が現実化したものとして、業務と当該精神障害発症との相当因果関係を認めるのが相当である。

（中略）認定基準は、行政処分の迅速かつ画一的な処理を目的として定められたものであって、その法的性質からすれば、裁判所による行政処分の違法性判断を直接拘束するものではないが、その作成経緯や内容等に照らせば、相応の合理性を有しており、労働者災害補償保険制度が根拠とする危険責任の法理にかなうものである。したがって、精神障害に係る業務起因性の有無を判断するにあたっては、認定基準を参考にしつつ、個別具体的な事情を総合的に考慮して行うのが相当である。

＜平均的労働者の範囲＞

被災者が不眠症等により治療を受けた事実は認められるものの、被災者には、本件疾病を発病する以前には、精神障害について治療を受けた既往歴はなく、また、B社会福祉法人への移籍までの間は、不眠等で通院等はいりながらも特段問題なくA協会に勤務していたことからすれば、必ずしも被災者が高いストレス耐性を備えていなかったとしても、それは同種の労働者の性格傾向の多様さとして通常想定される範囲内のものというべきである。

4 令和3年1月13日福岡高裁判決（国勝訴）

（概要）

被災者（死亡時31歳、男）は、障害者支援施設において福祉職員として勤務していたが、「ジュース代を盗んだ疑いが晴れそうもなくこのように自殺する幕引きとなってしまった、ジュース代を盗んだ事実はない」との内容の遺書を残して自殺した。

（判旨）

＜判断枠組み＞

認定基準は、行政機関内部の通達ではあるものの、その作成経緯や内容等に照らせば、合理性を有するものである。したがって、当該業務に内在し、又は随伴する危険が現実化したか否かの検討に当たっては、精神障害認定基準を参考にしながら、被災者の精神疾患の発病に至るまでの具体的事情を総合的に判断することが相当である。

＜心理的負荷の判断＞

家族会でのアンケートや班会議の議事録に関する出来事（※1）による被災者の心理的負荷は、いずれも軽度にとどまるものであったといえる上、これとジュース代問題（※2）との関連性は認められない。これらの出来事が約3か月間に発生したことを全体的に評価しても、被災者に平均的な労働者が精神疾患を発症するほど重度の心理的負荷が掛かったと認めることはできない。

認定事実（略）のとおり、被災者は、精神疾患での治療歴はなかったものの、まじめで繊細な性格であり、明るいときと落ち込んだ時の落差が激しく、嫌なことがあると飲酒で紛らわすことがあり、平成〇年頃には顔面神経麻痺を発症したこともあったというのであるから、ストレスに対する脆弱性があつたと認められる。そうすると、被災者は、ジュース代問題等による軽度とはいえない業務上の心理的負荷を受けたことに加え、上記性格傾向等から上司にジュース代を盗んだ犯人であると決めつけられたなどと過剰に受け止めた結果、ストレスに対する脆弱性が大きな要因となって精神疾患を発症し、自殺するに至った可能性を否定することができない。

- ※1 利用者家族・施設役職者・行事担当職員が出席する家族会で行ったアンケートに関し、課長から何らかの指摘を受けて、同じ旅行担当の職員に謝罪したことや、被災者が班会議の議事録を作成し、課長から決裁を受けるに当たって2回書き直しを命じられたこと。
- ※2 施設で管理していた利用者のためのジュース代が記録上の金額より足りないことについて、会議において主任が職員による窃盗の疑いがある旨発言したこと、また、会議に先立ち、課長が、主任以外では唯一ジュース代を清算していた被災者に対し、なぜ被災者がジュース代を清算することができたのか確認し、さらに、被災者が管理していた領収書とチェック表に齟齬があつたことが分かって、追加の説明を求めたこと。

5 令和2年10月14日札幌地裁判決（国敗訴）

（概要）

被災者（死亡時34歳、男）は、3月に看護専門学校を卒業し、4月から病院に看護師として採用され、主に循環器内科の患者が入院する病棟に配属された。被災者はきつ音を有していた。被災者は、同年6月24日に上司との面談で試用期間が1か月延長される旨告げられ、同年7月上旬頃うつ病エピソードを発病し、同月26日に自死した。

（判旨）

<判断枠組み>

労災保険制度が、使用者が労働者を自己の支配下に置いて労務を提供させるという労働関係の特質に鑑み、業務に内在又は随伴する危険が現実化した場合に、使用者に何ら過失はなくても労働者に発生した損失を填補する危険責任の法理に基づく制度であることからすると、当該業務が精神障害を発生させる危険の程度を判断する際には、同種の業務において通常の勤務に就くことが期待される一般的、平均的な労働者、すなわち、何らかの素因（個体の脆弱性）を有しながらも、当該労働者と職種、職場における立場、経験等で同種の者であって、特段の労務の軽減までは要せず、通常の業務を遂行することができる程度の心身の健康状態を有する労働者を基準とすべきである。

原告は、労働者が障害者という属性を有している場合においては、当該労働者と同種の障害を有する労働者を基準にして業務起因性を判断すべきであり、被災者はきつ音という障害を有していることを前提として雇用されていたのであるから、本件では、きつ音を有する同種の労働者を基準に業務の心理的負荷を評価すべきであると主張する。確かに、身体的障害又は精神的障害があることを理由として労務軽減が必要とされているような場合においては、当該障害を有する者とそうでない者とでは、業務に内在又は随伴する危険が現実化する可能性の程度が異なる以上、当該障害の存在を考慮せずに業務の危険性を評価することは相当ではなく、当該障害については、年齢、経験等に準ずる属性として考慮し、同様の労務軽減を受けている労働者を平均的労働者と捉えて基準とすることが考えられる。しかしながら、被災者については、きつ音を有するものであることを理解し、そのことに対する配慮がされるべきことは前提にしつつも、きつ音を理由等した労務軽減が必要なものであったわけではなく、きつ音を有しながらも他の看護師と同様の勤務に就くことが期待できたものであったといえる。そうすると、被災者に係る業務起因性を判断するに当たっては、きつ音を有する労働者を基準とする必要はなく、被災者の有していたきつ音については、業務上の出来事を評価するに当たり、必要な限度でこれを考慮すれば足りるというべきである。

以上からすれば、被災者に係る業務起因性を判断するに当たっては、特段の労務軽減なしに、通常の新入看護師としての業務を遂行できる者を基準とすることになる。